

する。

この分析は、わが国の政治と福祉の関係の在り方の分析に対して少なからぬ示唆に富むものと思われる。社会学者の手になるこのような、社会福祉のマクロ分析は、これからも必要とされる分野であろう。

M. Janowitz Social Control of Welfare State 1976.

(和田修一 国立精神衛生研究所)

潜在失業者を促えることはできない。つまり、公式の月間失業率とは、調査週に仕事がなかったもので、実際に求職活動をしたもの、あるいは求職活動をしなかったものでもレイ・オフされて復職を待っているもの、および30日以内に新しい雇用労働につくことになっており、それまでの間待機しているものの労働力の割合である。したがって、ここには仕事を欲しているが何らかの理由で求職活動をしなかったものは含まれないことになる。しかし、過去の3年間をみると、女性の失業者のうち平均350万人は仕事を欲しているが求職活動をしなかったものである。女性に比べて男性のそれは150万人である。これら求職活動をしなかったもののうち“仕事がないと思ってあきらめているもの”(discouraged workers)は15~20%にも上り、この数字は毎年平均、女性の50万人以上に相当している。また失職したり、仕事を欲している既婚婦人がもし求職活動をしないで家庭に入るなら、失業と定義されない。このように、特に女性の間に潜在失業者の数がかなりに上ることを認める必要がある。

つぎに平均失業率をみると、いつでも男性に比べて女性のそれが高いのが特徴である(表1)。また、毎年男女間に1.5%以上の差があり、これを実数に直すと15万人に相当する。表2は、過去3年間の性別、世帯主別、配偶関係別にみた年間平均失業率である。表からわかるように、毎年、失業率の最も高いのは親族のいる女性の世帯主である。この親族とは、もちろん、圧倒的に被扶養児童である。さらに特徴的なことは、男子世帯主の失業率は単身男子より低

表1. 性別年間平均失業率 (単位:%)

年	女	男
1975	9.3	7.9
1976	8.6	7.7
1977	8.3	6.5

※ 1977年1月~3月の平均である

資料出所: Monthly Labor Review, 100 (June 1977), p. 79

女性の失業と社会政策の課題

(アメリカ)

女性の労働力参加が増大するにつれ、女性もまた男性と同じように雇用と失業の問題に直面せざるをえない。これまでにも雇用促進や就業条件の改善などについて政策介入が行なわれてきたが、もう一つの側面、すなわち、女性の失業とそのインパクトについてはほとんど注意が払われてこなかった。ここでは、失業率と失業のタイプについて男女差を明らかにし、それぞれの失業タイプに見合った女性のニードとそれを支える社会政策プログラムの現実性を検討した論文について、その要点を紹介することにする。

失業者把握の方法

現在、公式に使われている失業統計では、特に女性の失業率が低く見積られ、

表2. 性別、世帯主別、配偶関係別年間平均失業率 (単位: %)

家族上の地位	1975	1976	1977
女			※
世帯主			
親族あり	10.0	10.0	9.3
親族なし	5.5	5.2	5.0
既婚・有配偶	7.9	7.1	6.6
男			
世帯主			
親族あり	5.0	4.2	3.6
親族なし	9.1	8.6	6.9
既婚・有配偶	5.1	4.2	3.6

※ 1977年5～6月の平均である

資料出所: Monthly Labor Review, 100 (June 1977), p. 78

いのに、女性世帯主のそれは、単身女子の失業率より一貫して高いことである。このことは、女性を世帯主とする家族は男性のそれより一層貧困になりがちであるという、多くの報告を裏づけていよう。この貧困は、結局は世帯主の女性が十分な資金の支払われる仕事につけないことと関係している。

失業のタイプ

労働統計局では失業理由について4つのカテゴリーを区別している。

1. 失職し、復職を期待するが永久にレイ・オフされて失業しているもの。
2. いかなる理由によっても離職により失業しているもの。
3. 初めて就職するために労働力に流入して失業しているもの。

4. 数週間から数年にわたり仕事から離れた後に労働力に再流入して失業しているもの。

表3はこれら各々のカテゴリーに入る男女別失業者の割合を示したものだが、失業理由は男女間に顕著な差があることがわかる。この結果、それぞれの失業理由ごとに特別なニードや、女性にとって最も適切な雇用政策を議論する必要のあることがわかるであろう。

表3. 性別理由別失業者構成

(1977年1月～3月) (単位: %)

失業理由	女	男
失職	39.5	62.1
離職	14.6	9.3
労働力への新規流入	13.0	19.8
労働力への再流入	32.9	8.9
計	100.0	100.0

※失職したもののうち、女性の30.2%，男性の32.4%が復職を期待していた。したがって女性の69.8%，男性の67.6%は永久に失職してしまったものである。

資料出所: 労働統計局の未公開資料により計算した。

失 職

失職というカテゴリーに入る失業者は女性に占める割合より男性のそれの方が高い。表2をみると、男子失業者の60%以上、女子失業者の40%以下がこのグループに入っている。失職した場合、所得維持を必要としながら新しい職さがしをするが、場合によっては職業再訓練を伴った扶助が必要となる。多くの州では、失業保険受給資格として将来の就業にフル・タイムが要求されている。

しかし、1977年の第1四半期には失職した男子の3.5%，女子の14.5%はパート・タイムを希望してるので失業補償を受給する機会の失われる恐れがある。また、機械化について行けなかったり、自分の技術が旧式になつたために失職した女性の場合、再訓練が必要だが、政府による再訓練プログラムは、働いている夫のいる妻を排除している。

離職

女性はしばしば“家庭の事情”(family reasons)によって自発的に離職せざるをえない。たとえば夫の転勤、育児、家事等により仕事の継続が困難になる。しかし自発的に離職するものは常に失業手当の資格がないのである。

非労働力からの流入および再流入

表3によると、1977年には失業婦人の32.9%のものが無職の時期を経て労働力への再流入を図っている。女性に比べて男性は8.9%にすぎないことに注目する必要がある。なぜなら、無給の家事労働を一定期間すごした後に労働力に新規に、あるいは再流入して失業している女性には失業給付の資格が無いからである。周知のように、失業保険は稼得喪失の補償であって求職者すべてを対象にしているわけではない。だから、失業者のうち特に不利な集団は配偶者の死亡、離別によって主婦としての仕事を失った“失職主婦”(displaced homemakers)である。彼女らは失業給付の資格も夫の援助もないからである。この集団に属するもののうち、あるものは社会保障給付や児童扶養家族扶助(AFDC)を得るだろうが、結婚に終始符を打ったが被扶養児童のいない女性は、たとえ失業していたとしても社会活動の“谷間”に落ちこんで社会から何らの経済的支持を受けることもできない。しかも、子育て後に労働市場に復帰しても時代の要求について行けず、結局は仕事をみつけることができないてしまう。

失業女性の中にはCETA(Comprehensive Employment and

Training Act.)「総合的雇用訓練法」によって訓練プログラムの月謝と仕事の割当サービスの受けられるものもある。しかし、CETAサービスには所得制限のほかに対象の限定がある。たとえば、10代、退役軍人、障害者、福祉受給者のような標的集団でなければならない。だから、職業市場に戻る既婚女性のほとんどはCETAサービスの資格がないわけである。

主婦を失職した女性に必要な特別な訓練や仕事の割当てサービスを含んだ“Displaced homemaker”法案が若干の州で通過した。同様の法案が現在合衆国の下院で審議中である。

公共事業のような失業救済事業は、新しい公的政策としてももちろん若干の失業女性を助けるだろう。しかし、もし提案されているようなものであるなら、創出される仕事の数が少ないために世帯主に限定され、働きたいが仕事のみつからない多くの既婚女性は対象の外におかれ、結局は失業者を増大させることになる。職業訓練ないし再訓練や雇用創出のような新しい政策によるどんなインシアチブも、男性の失業問題を考慮するのと同じように重大に考えて、女性の失業や女性の特別なニードをくみこんでいかなければならない。

日本では中高年男子の失業率が高く、欧米先進諸国のように女子の割合が高くしかも毎年失業者が多いといった失業構造をとっていない。しかし、日本の女子の就業者は、パート・タイムの割合が高く、さらに専業主婦である期間も長いと思われる。これらの女性はともすると非労働力として扱われ、労働市場に姿を現わさない傾向がある。だが、ここに紹介した論文が示すように、わが国においても失業を広義に捉え、各カテゴリーに見合ったニードと給付の関係を再検討する必要があるのではなかろうか。

Unemployment of women: a social policy issue, Linda S. Rosenman, Social Work, Volume 24, Number 1, January 1979.

(萩原清子 長野大学)